

# 文教委員会資料①

## 1 所管事務の調査（報告）

### (2) こども未来局における新型コロナウイルス感染症対策の状況について

資 料 こども未来局における新型コロナウイルス感染症対策の状況について

参考資料 1 本市が主催するイベントの実施についての考え方について

参考資料 2 緊急事態宣言下における本市行政運営方針について

こども未来局

(令和2年5月21日)

# こども未来局における新型コロナウイルス感染症対策の状況について

## 1 新型コロナウイルス感染症対策に関する経過等

こども未来局では子どもや保護者が利用する施設や子育て家庭を支える各事業を所管しており、新型コロナウイルス感染症発生以降においても、新型コロナウイルス感染症の状況や国の動向を踏まえ、感染症対策（事業内容縮小、利用者の制限、活動場所の拡大、換気、手洗い、うがい、消毒の徹底、マスク着用による飛沫感染の予防等）を講じながら、必要な事業を継続しています。

### (1) 国の緊急事態宣言発令前（2月下旬～4月上旬）の状況

○市対策本部の通達に基づき、イベントや各事業は原則中止又は延期とするが、重要性・緊急性等から必要となる事業（保育園卒園式、乳幼児健診等）は、感染症対策を講じたうえで実施することとした。

○保育所、こども文化センター等の所管施設については、感染症対策を講じた上で、原則として開所していくこととした。

○学校の臨時休業に伴い、児童の居場所を確保するため、教育委員会事務局と連携し、午前中は学校において教職員が、午後はわくわくプラザにおいて児童の見守りを行うこととした。

○本市職員備蓄用マスクを保育所、幼稚園、こども文化センター、わくわくプラザ等へ配布した。（大人用14万枚、子ども用11万枚）

### (2) 国の緊急事態宣言発令後（4月7日以降）の状況

○イベントや各事業は引き続き原則中止又は延期することとした。国の通知や本市の感染拡大の状況を踏まえ、乳幼児健診等は延期することとした。

○わくわくプラザ、保育所等についてはやむを得ない事情がある場合以外の利用の自粛を要請し、こども文化センター等については休止することとした。

#### 【自粛を要請した施設】

- ・わくわくプラザ、保育所等

#### 【休止することとした施設】

- ・こども文化センター
- ・青少年教育施設（青少年の家、八ヶ岳少年自然の家、黒川青少年野外活動センター）
- ・地域子育て支援センター

### (3) 国の緊急事態宣言の延長後（5月7日以降）の状況

○イベントや各事業の中止・延期措置を5月末まで継続することとした。

○わくわくプラザ、保育所等の利用自粛についても5月末まで継続して御協力いただくこととした。

## 2 各施策の状況

### (1) 保育所等に関する状況

保育所等においては、感染の予防に留意して開所を継続していますが、保護者及び事業者の方には登園自粛を要請し、医療体制や社会機能の維持、経済的な理由等により保育を必要とされている御家庭があることから、保育の提供を縮小して実施しています。

また、幼稚園については、県内公立学校の対応方針等を踏まえ、休園しています。

#### 感染予防の取組

- ・児童、職員の健康状態の把握と感染が疑われる場合の市への連絡、体調不良時の自宅待機等の対応
- ・感染症防止用物品の購入に対する補助を実施（1施設あたり上限50万円）

#### 事業継続に向けた取組

- ・保育所等（川崎認定保育園及びおなかま保育室を含む）に対し、登園状況にかかわらず減算することなく運営費を支出
- ・各区保育総合支援担当及び川崎区保育・子育て総合支援センターを窓口とした児童及び職員の感染予防対策に関する相談連絡体制の周知

#### 市民負担の軽減・支援の充実等の取組

- ・保育料（利用者負担額）については、登園自粛要請に伴い登園しなかった日数に応じた減額措置を実施（川崎認定保育園及びおなかま保育室を含む）
- ・保育所等入所に際しての育児休業からの復職期限を延長（通常4月末→6月末まで）
- ・保育所等に対し、登園自粛期間の延長に伴い登園を自粛する子どもの状況把握を依頼（特に気になる家庭については週1回以上の確認）
- ・登園自粛期間が長期化したため、家庭で過ごす子どもと保護者のストレスの高まりの軽減に向けた支援を実施  
（公立保育所での取組例：園だよりのHP掲載、絵本貸出と手作りおもちゃの提供、メール相談開始等）

### (2) 就学前児童・保護者への支援に関する事業（母子保健事業等）に関する状況

妊娠・出産期から乳幼児期は、母子の健康状態の確認や育児支援など、緊急事態宣言下にあっても切れ目のない支援を継続する必要があります。

国の通知や本市の感染拡大の状況を踏まえ、両親学級や乳幼児健診、集団で行う相談指導

事業については中止・延期となっていますが、家庭内で子育てに関する不安や悩みを抱え込むことがないように、電話相談等による相談支援体制の確保や、相談窓口に係る広報等の充実を図っています。

#### **感染予防の取組**

- ・乳幼児健診（1才6か月児健康診査、3歳児健康診査等）の延期
- ・教室事業（両親学級・ちびっこ健康教室、乳幼児虐待予防教室等）の中止
- ・集団で行う相談指導事業（乳幼児特別相談等）の中止
- ・新生児訪問及びこんには赤ちゃん訪問の延期

#### **事業継続に向けた取組**

- ・各区役所地域みまもり支援センターでの相談支援の実施  
（乳幼児健診対象者への健康状態等の調査及び電話相談、新生児訪問等対象者への電話での状況把握等）
- ・両親学級のweb会議システムでの開催（5月24日に実施予定）、テキストの送付

#### **市民負担の軽減・支援の充実等の取組**

- ・母子健康手帳の郵送受付・交付
- ・特定不妊治療の治療延期に伴う、対象年齢の引き上げ（42歳→43歳）

### **（3）わくわくプラザに関する状況**

わくわくプラザは、緊急事態宣言後も、感染の予防に留意したうえで、共働き家庭など留守家庭の児童、特に低学年児童など留守番をすることが難しい場合等、やむを得ない事情がある場合で、なおかつ、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方等があることから、運営を継続しています。

#### **感染予防の取組**

- ・健康チェック表を活用した健康状態の把握、体調不良時の利用自粛の依頼
- ・密を避けるため、プラザ室以外に学校の校庭や体育館等を活用した運営
- ・室内で接触や飛沫感染を避けるための座席配置の工夫
- ・送迎に来た保護者や業者等に対する入室の制限

#### **事業継続に向けた取組**

- ・事業継続に向けた利用自粛による運営規模の縮小
- ・こども文化センター職員を活用した応援体制の確保
- ・学校と連携した児童の居場所づくり

### **（4）子育て家庭への支援に関する事業（児童相談所、女性相談事業、ひとり親施策等）に関する状況**

緊急事態宣言下においては、学校休業、在宅勤務、外出自粛等により家庭内のストレスが高まり、児童虐待やDVにつながる事が懸念される一方で、本市の児童虐待相談通告件数は新型コロナウイルス感染症拡大以降、減少傾向にあることから、支援の必要な事案の把握の取組を進める必要があります。また、企業活動の状況により、経済的基盤の不安定な子育て家庭では

生活困窮に陥るおそれがあることから、支援の充実を図ります。

#### **感染予防の取組**

- ・ 児童福祉施設における児童・職員の健康状態の把握
- ・ 児童福祉施設における面会の制限や業者の立入制限

#### **事業継続に向けた取組**

- ・ 新型コロナウイルス感染症で保護者が入院するなどにより養育者が不在となった児童への対応として、聖マリアンナ医科大学病院と連携した一時保護受け入れ体制の確保
- ・ 児童虐待等の未然防止に向けた相談窓口の一層の周知  
(市 HP、市ツイッター、市政だより、川崎 FM 番組内広報、河川情報掲示板、NHK 横浜番組内データ放送、NPO 法人が実施する LINE 相談窓口の御案内等)
- ・ 学校、保育所等における児童の状況把握の取組や母子保健事業の取組と連携し、支援を要する児童を把握
- ・ 学習支援・居場所づくり事業における電話、プリント配布、オンラインによる学習サポート及び必要支援家庭の児童に対する居場所支援の実施
- ・ 母子・父子福祉センター（サン・ライヴ）による電話を中心とした相談支援の継続実施

#### **市民負担の軽減・支援の充実等の取組**

- ・ 各種手当、医療費助成などの手続きに関する申請期間の猶予、郵送申請による受付
- ・ 子育て世帯臨時特別給付金やひとり親家庭等臨時特別給付金の給付
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還者に対する猶予制度の再周知
- ・ 社会福祉協議会による緊急貸付制度（生活資金）の案内

事務連絡  
令和2年 2月21日

各 部 長  
各 区 本 部 長

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

本市が主催するイベントの実施についての考え方について（通達）

標記について、厚生労働省から令和2年2月20日に発出された「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を踏まえ、本市としての当面の方針を下記のとおり示しますので、各局においては、本市が市民の皆様に向けて作成した啓発動画なども参考に、適切なイベントの運営管理に努めていただきますよう、お願いいたします。

#### 1 当面の方針

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼する。
- ・参加者には手洗いを呼びかけるなど、感染機会を減らすための工夫を講じる。
- ・屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で、一定時間留まるようなことは避ける。
- ・高齢の方や基礎疾患をお持ちの方が多く集まるイベントの場合は、特に配慮をする。

#### 2 啓発動画について

- ・市健康安全研究所岡部所長によるイベントの実施や参加などについての解説動画。

URL : <https://youtu.be/ISzUH0BwKhE>

総務企画局危機管理室  
企画調整担当（早川）  
内線22517  
健康福祉局健康増進課  
事業企画担当（北村・國米）  
内線32721

## イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

令和2年2月20日

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力をお願いいたします。

最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いいたします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただきたい。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただきたい。

国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いいたします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いいたします。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。

## 緊急事態宣言下における本市行政運営方針について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

令和2年4月7日に政府から発出された緊急事態宣言に伴い、神奈川県から「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が示されました。

こうした状況下において、本市においても、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を更に推進し、同時に市民生活を支える行政として、必要不可欠な業務を安定的に実施するため、令和2年4月11日（土）から緊急事態宣言の終了が予定されている5月6日（水）までの間、以下の方針により運営するものとします。

- 1 市民生活を支える業務や、子どもの居場所の確保、要援護者対策など福祉的な業務については原則実施し、それ以外の業務は中止または延期とする。
- 2 本市が主催するイベント等については中止または延期とする。
- 3 スポーツセンター、市民館、図書館、文化施設、こども文化センター、老人いこいの家等については休館とする。
- 4 本市が管理する屋外スポーツ施設等については利用中止とする。
- 5 市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校については臨時休業とする。
- 6 市民への会議室及びホール等の提供については原則中止する。
- 7 医療対策等の重点業務への職員応援については、局区横断的に実施する。
- 8 行政活動を安定的に継続しながら、職員の休暇取得及びテレワーク等を促進する。
- 9 業務の実施において、3つの密（密閉、密集、密接）が重なる場を徹底的に回避する。

なお、施設の閉館に関する情報や、イベントの中止及び延期に関する情報、その他市民生活に影響のある情報については、市ホームページ等を通じ、市民の皆様に随時情報提供を行います。



## 緊急事態宣言の延長に伴う本市の対応について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

令和2年5月4日、政府による緊急事態宣言が5月31日まで延長され、神奈川県による緊急事態措置の延長についても同様に延長となりました。

これに伴い、本市においても、新型コロナウイルスの感染拡大防止策の推進を継続し、同時に市民生活を支える行政として、必要不可欠な業務を安定的に実施するため、本市行政運営方針および川崎市業務継続計画（BCP）についても、5月31日（日）まで延長することとします。

なお、政府および神奈川県により、延長期間の見直しが行われた際には、改めて本市としての対応を検討することとします。

# 緊急事態宣言期間の川崎市の状況

## 実施

- ・ 各種窓口業務
- ・ 水道事業
- ・ ゴミ収集
- ・ 市営バス運行
- ・ 生活保護
- ・ 市立病院
- ・ 医療活動支援
- ・ みまもり支援
- ・ こどもの居場所確保
- ・ 虐待対策

## 中止・閉鎖・延期

- ・ イベント
- ・ 市民館
- ・ 図書館
- ・ 会議室の提供
- ・ ホールの提供
- ・ 美術館
- ・ 市立学校
- ・ スポーツセンター
- ・ 屋外スポーツ施設
- ・ こども文化センター
- ・ 老人いこいの家
- ・ 青少年の家

## 縮小して実施

- ・ 保育園
- ・ わくわくプラザ